

「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年3月3日掲載)

NO. 15 <地域福祉の推進等> 「③ひきこもり対策について」(社会・援護局)

=厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である=

<構成>

・本文

・別紙：「ひきこもり対策推進事業」の概要

○厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないかと、
- ② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないかと、
- ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないかと

などの課題に対応するため、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に整備することとした。

○このセンターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うものである。

○都道府県・指定都市におかれては、本事業の活用により、ひきこもり対策の充実を図るようお願いしたい。

○また、平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法とされたことから、ひきこもり地域支援センターの事業費を増額し、アウトリーチの拡充を図ることとしたので積極的な訪問支援をお願いしたい。

【ひきこもり地域支援センターの事業】

- ① 第一次相談窓口としての業務

ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、本人の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。また、家族からの要

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

請等により、巡回訪問などを実施する。

② 他の関係機関との連携

本人の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し情報交換を図るなど各関係機関の恒常的な連携を図る。

③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

(参考)

1 ひきこもり地域支援センター整備状況

- 平成21年度に開設18自治体
- 平成22年度に開設9自治体(平成22年末現在)
- 合計27自治体(平成22年末現在)
- その他自治体単独のひきこもり相談窓口を7県・指定都市で設置

2 平成23年度予算案の概要

- 予算案:セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数
- 実施主体:都道府県・指定都市(社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可)
- か所数:都道府県・指定都市に各2か所(合計132か所)
- 補助率:1/2(国1/2, 都道府県・指定都市1/2)
- 1か所当たり事業費:1,000万円程度(調整中)

(内訳)

(1)既定分

①ひきこもり支援コーディネーター設置経費

- ・謝金(2名(専門職員(社会福祉士, 精神保健福祉士等), 一般職員))
- ・巡回指導旅費

②関係機関連絡協議会経費

- ・委員謝金, 委員等旅費, 印刷製本費, 会議費, 会場借料

③普及・啓発経費

- ・企画検討委員会(委員謝金, 委員等旅費, 印刷製本費, 会議費, 会場借料)
- ・リーフレット作成費

(2)アウトリーチ職員設置経費(新規)

- ・謝金(1名)
- ・巡回指導旅費

【別紙】

「ひきこもり対策推進事業」の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/hikikomori.html>

(参考・引用: 2010 年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)